

⑤任意後見及び財産管理・身上監護

(1)契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他(依頼者の財産管理または身上監護にあたって)把握すべき事情等を調査する場合の手数料①を準用する。

契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬

(イ)日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合

…月額5,500円から5万5,000円の範囲内

(ロ)上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合

…月額3万3,000円から11万円の範囲内

ただし、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受け取ることができる。